

火薬類取締法の指定都市への権限移譲の方向性について

平成 26 年 11 月 26 日
鉱山・火薬類監理官付

1. 火薬類取締法の指定都市への権限の移譲の対象について

資料 1 - 1 の道府県及び指定都市へのアンケート結果においては、道府県及び指定都市が指摘する移譲にかかる保安への懸念で解決ができないと考えられるものはなかった。

しかしながら、検査機関の指定事務及び試験・免状交付事務については、申請者の負担増加や指定都市と道府県との関係の整理の必要性、事務負担の増加や受験者の混乱等が指摘されている。

このため、火薬類取締法の事務・権限の移譲については、検査機関の指定事務及び試験・免状交付事務を除いて移譲する方向で検討してはどうか。

2. 権限の移譲の時期について

資料 1 - 1 の道府県及び指定都市へのアンケート結果においては、指定都市における人員確保、税制措置等の体制整備、指定都市における専門職員の要請等、道府県と指定都市の連携体制構築及び指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引き継ぎについて、最長で平成 29 年 4 月までに終了できると回答されている。

このため、火薬類取締法の知事の権限の指定都市への移譲の時期は平成 29 年 4 月 1 日からとする方向で検討してはどうか。

3. 移譲に向けた対応について留意すべき事項について

資料 1 - 1 の道府県及び指定都市へのアンケート結果においては、それぞれの方法で、指定都市における人材の確保や専門性、道府県の連絡体制、ノウハウ等の引き継ぎ等を検討している。

また、従来道府県単位で実施していた火薬類の保安確保が指定都市と、それ以外の道府県域と分けられることから、指定都市と道府県との連絡体制の構築等の措置を講じ保安レベルの低下が起こらないように検討している。

さらに、経済産業省としても、研修の実施やブロック会議等の連絡会への指定都市職員の参加などを行い、道府県、指定都市の活動を支援していく。

これらの道府県・指定都市の対応に加え、留意すべき事項があればご指摘いただきたい。